2021年6月16日

- ●日本警察庁より、運転免許証の有効期間が満了していない場合の運転・更新可能期間の延長措置、及び 新型コロナウイルス感染症の影響により運転免許証の更新期限が過ぎてしまった場合に取り得る措置について周知がありました。
- ●詳細については、警察庁ホームページをご確認ください。
- 1 日本警察庁より、運転免許証の有効期間が満了していない場合に取り得る運転・更新可能期間の延長措置、及び新型コロナウイルス感染症の影響により運転免許証を更新することができずに免許を失効された場合に取り得る措置について、在留邦人の皆様へ周知依頼がありました。詳細については、以下の警察庁ホームページをご確認ください。

https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/index corona special.html

2 また、具体的な手続きについては、免許証の住所地を管轄する都道府県警察の運転免許センターにお問い合わせください。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

また、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PD F版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい(部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業(但し、1社1冊)には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい)。https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html